

「一般ガス供給約款 2026年4月1日実施」

における 2026 年 5 月検針分から

2027 年 3 月検針分のガス料金算定

に係るその他の供給条件

2026 年 4 月 1 日実施

蒲原瓦斯株式会社

目 次

1 .	対象-----	1
2 .	適用期間-----	1
3 .	料金表-----	1
付	則-----	3

「一般ガス供給約款 2026年4月1日実施」における2026年5月検針分から2027年3月検針分のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「一般ガス供給約款 2026年4月1日実施」（以下「一般ガス供給約款」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

当社と一般ガス供給約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2026年5月1日から2027年3月31日までに支払義務が発生するものについては、

3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表

適用区分

料金表A: 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表D: 使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	770.00円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	158.70円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	1,028.50円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	148.36円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル

当たりの単位料金といたします。

料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,210.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	146.54円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

料金表D（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,233.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.45円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款19の規定により算定した1立方メートル
当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026年4月1日から実施いたします。